

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

(趣旨)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費率の補正をすることで、工事における熱中症対策の推進を図るとともに、実態に合った積算を行うことを目的とする。

(対象工事)

第2条 富士市が発注し、主たる工種が屋外作業となる土木工事標準積算基準書の工種区分を適用する土木工事、港湾工事積算基準書の工種区分を適用する港湾・漁港工事、土地改良事業等請負工事積算基準、土地改良事業等請負工事積算基準〔施設機械〕の工種区分を適用する農地工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分を適用する森林工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

工事着手から工期末前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。(静岡県)
事前測量や工事完了後の清掃も期間に含むものとする。

なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

工期期間中の真夏日を工期で除した割合をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

(発注方法)

第4条 対象工事には、熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書(別紙1)を添付して発注し、受発注者間協議により適用可能とする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日制工事の実現に当たり適切な工期の設定を行うものとする。

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出される資料に記載される補正値を現場管理費率に加算することで行うこととする。

なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

補正値(%)＝真夏日率×補正係数

イ 「積算寒冷地域で施工時期が冬季となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計して2.0%と

する。

ウ 真夏日率及び補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

(気温の計測方法等)

第6条 気温の計測方法等は次のとおりとする。

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温又は暑さ指数を用いる。

ただし、森林工事においては暑さ指数は用いないこととする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

森林工事のみに適用する。

(1)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、担当監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 / 100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告方法

受注者は施工計画書に基づき、担当監督員と事前に協議した提出期限までに真夏日率及び補正值を算出し、下記の資料を発注者に提出するものとする。

・真夏日率算定表(様式-1)

(適用時期)

第7条 適用時期は次のとおりとする。

開始時期は令和8年4月1日とする。ただし、令和8年4月1日以前の発注した工事においても適用開始以降の真夏日を含む工期である場合は、その真夏日を対象とし、補正を行うものとする。